

第99期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

場所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室

新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、当日のご来場に関しては、集団感染回避のため自粛をご検討ください。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※接触リスク軽減のため、お土産の配布を取り止めさせていただきます。

目次

第99期定時株主総会招集ご通知	1
第99期事業報告	3
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	28
第1号議案 剰余金の処分の件	28
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）5名選任 の件	29

証券コード 8540
2020年6月11日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役頭取 古村 至朗

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面により議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の書面での議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
- 2 場 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室
- 3 目的事項
報告事項 第99期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご記入いただき、行使期限までに到着するよう
ご郵送ください。

なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、
「賛」の表示があったものとして取り扱わせて
いただきます。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第99期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は福岡県内を営業基盤とする地域金融機関として、預金・貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、国債等公共債・証券投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域のお客さまのニーズに沿った金融サービスを提供しております。

【金融経済環境】

2019年度のわが国経済は、消費税増税により一時的な影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善を通じて回復基調にありましたが、年明け以降は新型コロナウイルスの感染症拡大により国内経済は急速に縮小しました。

金融情勢につきましては、期初21,500円台で始まった日経平均株価は、12月には24,000円台まで上昇いたしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に世界経済への先行きに対する懸念が強まり、当年度末は18,917円で取引を終えました。円の対ドルレートも振れの大きな展開となり、国内の長・短金利は、ともに低位で推移いたしました。

福岡県の景気も基調として緩やかに拡大していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、年度末にかけて急速に下押しされました。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う企業活動及び個人消費活動への影響に必要な状況にあります。

【事業の経過及び成果】

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営体質の強化に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染拡大の中では、影響を受けられたお取引先の業況や資金繰りについてきめ

細かく実態把握を行い、適切かつ迅速な金融支援に取り組んでまいりました。

この結果、業容面では、預金及び譲渡性預金は前年同期比149億88百万円減少し、3月末残高は4,617億80百万円となりました。貸出金は前年同期比110億60百万円増加し、3月末残高は3,874億80百万円となりました。有価証券は前年同期比64億77百万円減少し、3月末残高は773億33百万円となりました。

損益面では、経常利益は前年同期比2億8百万円減少して5億82百万円となりました。また、当期純利益につきましては、前年同期比65百万円増加して5億44百万円となりました。

営業面では、公共債、証券投資信託及び保険の預り資産残高は、2020年3月末で407億円となっております。

店舗については、2019年11月に「清川支店」を新築移転するとともに、店名を「渡辺通支店」へ変更し、上層階には研修所等を併設いたしました。

資本面では、2020年3月に、第三者割当方式により30億円の増資を行いました。地域のお取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての金融仲介機能を今後とも継続的に発揮していくための自己資本の充実及び財務基盤の強化が図られました。

【対処すべき課題】

我が国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症の拡大により厳しさを増しており、当行のお取引先にも過去に例がないほどの深刻な影響を及ぼしております。日本銀行が公表した「経済・物価情勢の展望（2020年4月）」レポートでは、「当面のわが国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、厳しい状態が続くとみられる。」とし、やや長い目でみた経済の見通しについては、「きわめて不確実性が大きいものの、感染症拡大の経済への影響が本年後半にかけて和らいでいく」と想定されております。

このような危機的な経済環境下であっても、お取引先に寄り添った金融サービスをスピーディーに提供していくことが、地域金融機関の使命であるとの認識の下、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられたお取引先の金融支援に全力を挙げて取り組み、経営理念にある

中小企業専門金融機関として地域社会の発展に貢献してまいります。

当行が目下推進する「第11次中期経営計画」においても、当行の本質的な価値や競争力を高め、地域から信頼され選ばれ続ける銀行となるために、4つの基本方針を掲げ、その第一に「地元中小企業のニーズに寄り添ったサービスを提供し、共に喜び、共に発展する」ことをあげています。

3ヵ年計画の最終年度となる本年度は、この「顧客本位の金融サービス」をさらに進化させ、新たな施策にも取り組んでまいります。まず、営業店の業績評価体系を抜本的に見直し、お客さまのニーズに適ったサービスを提供することが評価されるものとなりました。また、顧客管理体制を整備し、お取引先とのコミュニケーションの充実を図り、お取引先のニーズを的確に把握していくこととしました。併せて、お取引先の課題解決にあたる本部人員も増強しました。これら諸施策の実効性を高め、当行の強みを活かした最適な金融サービスをお客さまに提供してまいります。とりわけ、感染症拡大により影響を受けられたお取引先の課題解決に向けて、アフターコロナの産業構造の変化も見据えて長期的な観点で適切な助言・提案等を行うソリューション営業にも注力してまいります。

地域金融機関の経営環境は、低金利環境長期化等に加えて感染症拡大もあって厳しい状況が続くものと予想されますが、地域とともに持続的に成長を続けていくために、当行自身においても、中期経営計画の基本方針に沿って、生産性の向上、人材育成やコンプライアンスの遵守等にも取り組み、第12次中期経営計画に繋げていきます。

今後とも、全てのステークホルダーの皆さまの信頼にお応えし、地域になくしてはならない地域金融機関を目指して、役職員一同全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	4,491	4,570	4,620	4,599
定期性預金	2,743	2,724	2,696	2,637
その他	1,747	1,845	1,923	1,962
貸 出 金	3,679	3,744	3,764	3,874
個人向け	832	844	842	794
中小企業向け	2,545	2,607	2,640	2,706
その他	300	292	281	374
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	949	904	838	773
国 債	490	434	429	323
その他	458	470	408	449
総 資 産	5,170	5,236	5,300	5,167
内 国 為 替 取 扱 高	12,337	12,218	12,237	11,563
外 国 為 替 取 扱 高	12百万ドル	24百万ドル	13百万ドル	18百万ドル
経 常 利 益	1,009百万円	1,311百万円	790百万円	582百万円
当 期 純 利 益	705百万円	868百万円	479百万円	544百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	260円48銭	320円46銭	176円94銭	199円74銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	468人	481人
平均年齢	40年8月	40年6月
平均勤続年数	17年11月	17年10月
平均給与月額	337千円	354千円

- (注) 1. 使用人数には、執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
福岡県	店 41	うち出張所 (2)	店 41	うち出張所 (2)
合計	41	(2)	41	(2)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を15カ所（前年度末15カ所）設置しております。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	669
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
渡辺通支店（新築移転）	455

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(2019年度末現在)

氏名	地位及び担当		重要な兼職	その他
古村至朗	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当		
石塚昭二	常務取締役	融資統括部・人事総務部 担当兼北九州本部長		
布施圭一郎	常務取締役	総合企画部・国際証券部・ 事務部・顧客相談室担当		
山下知成	取締役	営業統括部・ビジネスサポート部担当		
倉富純男	取締役 (社外取締役・非常勤)		西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員	
草場勇次	取締役 監査等委員			
林田スマ (本名 平田スマ)	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公益財団法人 大野城まどかぴあ館長	
行正晴實	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公認会計士	
神武章太	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員	
(退任した役員)				
栞原学	専務取締役 (代表取締役)			
井桁善廣	常務取締役			
三浦康昭	取締役			
力丸光典	常任監査役 (常勤)			
鎮西正直	監査役 (社外監査役・非常勤)		大分共同火力(株) 代表取締役社長	
米倉和久	監査役 (社外監査役・非常勤)		西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員	

(注) 1. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 退任した役員の地位は退任時のものであります。

3. 取締役倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び神武章太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び神武章太氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役監査等委員草場勇次は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
6. 取締役監査等委員行正晴實氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役山下知成は、2020年4月1日付で常務取締役昇任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役（監査等委員を除く）	10名	115
取締役（監査等委員）	4名	23
監 査 役	4名	7
計	18名	147

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の支給人数及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等18百万円を支払っております。
4. 監査等委員会設置会社への移行前においては、取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第85期定時株主総会で決議された限度額15百万円以内（月額）と定めており、監査役の報酬等は、2005年6月29日開催の第84期定時株主総会で決議された限度額4百万円以内（月額）と定めております。
監査等委員会設置会社への移行後においては、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、報酬限度額（月額）を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15百万円（うち社外取締役1百万円）、監査等委員である取締役は4百万円としております。
5. 上記報酬等には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額11百万円（取締役9百万円、監査役1百万円）を含んでおります。なお、2019年6月に退職慰労金制度を廃止しておりますので、2019年7月以降役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
6. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議により、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬制度を導入いたしました。上記報酬等には本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る計上額7百万円を含んでおります。

7. 上記のほか、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し退職慰労金を以下のとおり支払っております。
- ・ 退任取締役3名 94百万円
 - ・ 退任監査役3名 37百万円（うち社外監査役2名 9百万円）
- なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該取締役及び監査役に係る役員退職慰労引当金繰入額126百万円を含んでおります。
8. 上記報酬等には、社外役員に対する報酬等17百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	<p>会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。</p> <p>上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
倉 富 純 男 (取 締 役)	西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	公益財団法人 大野城まどかぴあ館長
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	公認会計士
神 武 章 太 (取締役監査等委員)	西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
倉 富 純 男 (取 締 役)	5年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち8回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	9ヵ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会9回のうち9回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	9ヵ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち13回出席 監査役会7回のうち7回出席 監査等委員会9回のうち9回出席	主に公認会計士としての専門的 見地から、必要に応じ適宜発言 を行っております。
神 武 章 太 (取締役監査等委員)	9ヵ月	取締役監査等委員就任後開催 取締役会9回のうち9回出席 監査等委員会9回のうち9回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。

(注) 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	17	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役2名に対し退職慰労金を9百万円支払っております。
- なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金繰入額8百万円を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	8,000千株
	第1回A種優先株式	1,000千株
	第2回A種優先株式	1,000千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	2,737千株
	第1回A種優先株式	300千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 定款で定める発行可能株式総数は8,000千株であり、上記の発行可能株式総数の合計とは一致いたしません。

(2) 当年度末株主数	普通株式	1,638名
	第1回A種優先株式	79名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	402千株	14.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	211	7.75
福岡中央銀行行員持株会	193	7.08
株式会社西日本シティ銀行	151	5.57
株式会社宮崎太陽銀行	133	4.89
西部瓦斯株式会社	133	4.88
西日本鉄道株式会社	124	4.56
株式会社豊和銀行	114	4.18
株式会社南日本銀行	111	4.07
学校法人帝京大学	64	2.38

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式18千株は含まれておりません。

第1回A種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	30千株	10.00%
九建架線工事株式会社	20	6.66
大高建設株式会社	15	5.00
株式会社サニクリーン九州	15	5.00
株式会社沖縄海邦銀行	10	3.33
九州総合信用株式会社	10	3.33
西日本鉄道株式会社	10	3.33
西部瓦斯株式会社	10	3.33
松田都市開発株式会社	10	3.33
株式会社ユー・エス・イー	9	3.00

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 藤井 義博 指定有限責任社員 伊加井 真弓	32	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。
3. 当行監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性を確保する。また、当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員を除く）、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けるとともに代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当行では、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当行は、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置、開催するとともに、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則った業務処理がなされているかをチェックする体制を整備するとともに、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。さらに、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングするとともに、コンプライアンスガイドブックに基づく職場研修や啓蒙活動を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

また、当行では独立した内部監査部門である監査部が、業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性ならびにその有効性を検証しております。

監査等委員会は監査部や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第99期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	32,496	預金	459,950
現預金	5,024	当座預金	12,717
預け金	27,471	普通預金	179,412
有価証券	77,333	貯蓄預金	415
国債	32,365	通知預金	2,460
地方債	3,805	定期預積	259,827
社債	17,937	その他の預金	3,892
株式	6,304	譲渡性の預金	1,224
その他の証券	16,920	債券借取引受入担保金	1,830
貸出	387,480	未払法人税等	20,420
割引手形	5,068	未払費用	3,282
手形貸付	25,526	未前払受取	41
証券書貸付	331,190	給付補填備	775
当座貸越	25,694	繰り入金債	303
外国為替	1,240	資産除去債	0
外国他店預け	1,240	その他の負債	14
その他の資産	4,990	役員株式給付引当金	10
未収収益	357	睡眠預金払戻損失引当金	2,136
その他の資産	4,633	再評価に係る繰延税金負債	12
有形固定資産	13,816	支払承諾	115
建物	2,990	負債の部合計	1,878
土地	10,454		180
リース資産	13	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	357	資本剰余金	4,000
無形固定資産	665	資本剰余金	2,703
ソフトウェア	648	利益剰余金	2,703
その他の無形固定資産	17	利益剰余金	17,854
前払年金費用	1,915	利益準備金	1,396
繰延税金資産	691	その他の利益剰余金	16,457
支払承諾見返	180	固定資産圧縮積立	520
貸倒引当金	△4,017	別途積立	15,225
資産の部合計	516,793	繰越利益剰余金	712
		自己株	△127
		株主資本合計	24,430
		その他の有価証券評価差額金	438
		土地再評価差額金	4,253
		評価・換算差額等	4,692
		純資産の部合計	29,122
		負債及び純資産の部合計	516,793

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第99期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	9,472
資金運用収益	7,784
貸出金利息	6,680
有価証券利息配当	1,078
預け金利息	25
その他の受入利息	0
役務取引等収益	1,035
受入為替手数料	351
その他の役務収益	684
その他の業務収益	2
外国為替売買益	1
商品有価証券売買益	0
その他の経常収益	649
貸倒引当金戻入益	249
株式等売却益	231
その他の経常収益	168
経常費用	8,889
資金調達費用	222
預金利息	221
譲渡性預金利息	1
債券貸借取引支払利息	0
借入金利息	0
役務取引等費用	945
支払為替手数料	70
その他の役務費用	875
営業経常費用	6,607
その他の経常費用	1,113
貸出金償却	0
株式等売却損	18
株式等償却	698
その他の経常費用	395
経常利益	582
特別損失	1
固定資産処分損	1
税引前当期純利益	580
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	20
法人税等合計	36
当期純利益	544

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 福岡中央銀行
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社 福岡中央銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 草場 勇次 ㊟

監査等委員 林田 スマ ㊟
(本名 平田スマ)

監査等委員 行正 晴實 ㊟

監査等委員 神武 章太 ㊟

(注) 1. 監査等委員林田スマ、行正晴實及び神武章太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2019年4月1日から2019年6月26日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、長期的、安定的な配当の継続を基本方針としながら、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 68,153,550円

当行第1回A種優先株式1株につき金10円55銭

総額 3,165,000円

第1回A種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名					現在の当行における地位	
1	ふる	むら	じ	ろう	再任	取締役頭取（代表取締役）	
	古	村	至	朗			
2	いし	づか	しょう	じ	再任	常務取締役	
	石	塚	昭	二			
3	ふ	せ	けい	いち	ろう	再任	常務取締役
	布	施	圭	一郎			
4	やま	した	とも	なり	再任	常務取締役	
	山	下	知	成			
5	くら	とみ	すみ	お	再任	社外役員 独立役員	社外取締役（非常勤）
	倉	富	純	男			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1 再任	ふるむら じろう 古村 至朗 (1955年1月18日生)	1977年4月 (株)福岡銀行入行 2006年6月 同行執行役員北九州営業部長 2009年4月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2009年6月 同社取締役執行役員 2010年4月 (株)福岡銀行取締役常務執行役員九州営業本部長 2011年4月 同行取締役専務執行役員 2012年4月 同行取締役副頭取 2014年4月 当行顧問 2014年6月 当行専務取締役北九州本部長 2015年6月 当行取締役頭取 (現任) [監査部担当]	1,200株
2 再任	いしづか しょうじ 石塚 昭二 (1957年8月4日生)	1980年4月 当行入行 2003年6月 当行黒崎支店長 2006年4月 当行雑餉隈支店長 2008年6月 当行人事総務部長 2012年6月 当行取締役人事総務部長 2014年4月 当行取締役融資統括部長 2017年6月 当行取締役総合企画部長 2019年6月 当行常務取締役北九州本部長 (現任) [融資統括部・人事総務部担当]	1,200株
3 再任	ふせ けいいちろう 布施 圭一郎 (1960年7月5日生)	1983年4月 (株)福岡銀行入行 2009年4月 同行事務管理部長 2012年4月 同行市場営業部長 2013年4月 同行執行役員営業推進部長 2015年4月 同行執行役員[監査部担当] (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員監査部長 2016年4月 当行顧問 2016年6月 当行常務取締役 (現任) [総合企画部・国際証券部・事務部・顧客相談室担当]	500株

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
4 再任	やました ともなり 山下 知成 (1958年10月2日生)	1983年 4月 当行入行 2005年 6月 当行久留米支店長 2008年 6月 当行雑餉隈支店長 2011年10月 当行西新支店長 2014年 4月 当行小倉支店長 2014年 7月 当行理事小倉支店長 2016年 4月 当行理事本店営業部長 2017年 6月 当行取締役本店営業部長 2019年 6月 当行取締役 2020年 4月 当行常務取締役(現任) [営業統括部・ビジネスサポート部担当]	500株
5 再任 社外役員 独立役員	くらとみ すみお 倉富 純男 (1953年8月13日生)	1978年 4月 西日本鉄道(株)入社 2008年 6月 同社取締役執行役員都市開発事業本部長 2011年 6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 2013年 6月 同社代表取締役社長 2014年 6月 当行社外取締役(現任) 2015年 6月 (株)TVQ九州放送社外取締役(現任) 2016年 6月 西日本鉄道(株)代表取締役社長執行役員(現任) 2016年 6月 (株)九電工社外取締役(現任) 2020年 3月 鳥越製粉(株)社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員	100株

- (注) 1. 取締役候補者 倉富 純男氏が代表取締役社長執行役員である西日本鉄道株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 倉富 純男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 倉富 純男氏は、西日本鉄道株式会社の取締役を歴任され、その企業経営者としての豊富な経験を有しており、これらに基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

4. 当行は、倉富 純男氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、倉富 純男氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

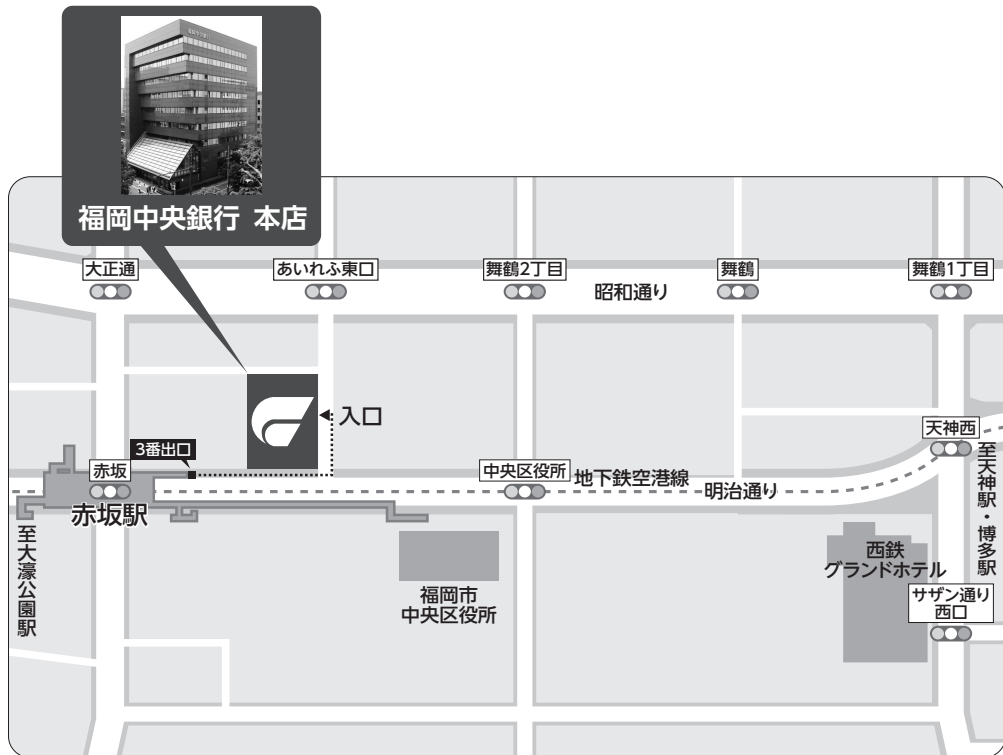
以 上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行本店 7階会議室

代表電話 (092) 751-4431



交通機関：地下鉄空港線「赤坂駅」3番出口（徒歩1分）